

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー

【災害に強いまちづくり施策を推進するための国土交通省支援事業メニュー事例】

- ・基本施策毎に活用できる事業名を掲載

基本方針	基本施策	施策(導入メニュー)	具体的な施策例	事業名	補助率	四国地方整備局担当窓口
命を守るために逃げる	(1)危険な場所を知る	(1-1)危険箇所の周知	①各種ハザードマップの作成	住民等に対する啓発活動など	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課
	(2)速やかに命を守る	(2-3)緊急避難場所、避難経路の確保	②緊急避難場所の確保	防災公園の整備など	国 1/4等	建設部 都市・住宅整備課
			③緊急避難場所の確保	都市再生整備計画事業	国 4/10等	建設部 都市・住宅整備課
			④避難困難者の確保	都市構造再編集中支援事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑤避難困難者の確保	都市(防災)公園事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑥避難困難者の確保	都市防災総合推進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑦避難困難者の確保	都市構造再編集中支援事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑧避難困難者の確保	都市再生整備計画事業	国 4/10等	建設部 都市・住宅整備課
			⑨避難困難者の確保	都市街地再開発事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課
			⑩避難困難者の確保	防災集中移転促進事業	国 3/4等	建設部 都市・住宅整備課
			⑪避難経路の確保	避け地近接等危険住宅移転事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑫避難経路の確保	都市再生整備計画事業	国 4/10等	建設部 都市・住宅整備課
			⑬避難経路の確保	都市構造再編集中支援事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑭避難経路の確保	都市防災総合推進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑮避難経路の確保	住宅市街地総合整備事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑯避難経路の確保	狭あい道路整備等促進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑰避難経路の確保	土地区画整理事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課
			⑱避難経路の確保	下水道総合地震対策事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑲避難経路の確保	小規模住宅地区等改良事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			⑳避難経路の確保	災害公営住宅整備事業	国 2/3等	建設部 都市・住宅整備課
			㉑避難経路の確保	小規模住宅地区等改良事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			㉒避難経路の確保	災害公営住宅整備事業	国 2/3等	建設部 都市・住宅整備課
			㉓避難経路の確保	都市防災総合推進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			㉔避難経路の確保	都市再生整備計画事業	国 4/10等	建設部 都市・住宅整備課
			㉕避難経路の確保	都市構造再編集中支援事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
			㉖避難経路の確保	都市(防災)公園事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課

#### 〈参考4〉防災事業支援メニュー

基本方針	基本施策	施策(導入メニュー)	具体的施策例	事業名	※:活用可能か確認していただきたい事業	補助率	四国地方整備局担当窓口
災害に強いまちをつくる (5)住宅、建物等の倒壊・火災から命を守る	(5-1)住宅、建物等の倒壊・火災から命を守る	①公共施設の耐震化	施設の耐震化など	住宅・建築物安全ストック形成事業 下水道総合地震対策事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課	
		②住宅の耐震化推進	住宅・建築物等の耐震化、ブロック塀の除去など	住宅市街地総合整備事業 耐震対策緊急促進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
		③空き家対策の推進	空き家再生など	住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅市街地総合整備事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課	
		(5-2)火災に強いまち	密集市街地の解消	街のみ環境整備事業 街規模住宅地区等改良事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
			密集市街地の解消など	小規模住宅地区等改良事業 都市再生整備計画事業	国 1/10等	建設部 都市・住宅整備課	
				都市構造再編集中支援事業 市街地再開発事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
				地区画整理事業 住宅市街地総合整備事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課	
				狭い道路整備等促進事業 都市防災総合推進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
		⑤火災避難場所・経路の確保	避難経路の整備、公共交通施設の耐火対策、ブロック塀の除却など	住宅市街地総合整備事業 耐震対策緊急促進事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
				住宅・建築物安全ストック形成事業 都市再生整備計画事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課	
		⑥住宅・建築物等の不燃化推進	住宅・建築物等の不燃化対策など	都市構造再編集中支援事業 市街地再開発事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
				都市防災総合推進事業 住宅市街地総合整備事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
				狭い道路整備等促進事業 下水道総合地震対策事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課	
		(6)まちの構造を強くする	⑦インフラの耐震化・耐津波化の推進	下水道や公共施設の耐津波化など	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
			⑧盛土造成地、液状化対策の推進	区画整理に伴う盛土造成地、液状化対策など	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課	
				都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業	国 4/10等	建設部 都市・住宅整備課	
				市地耐震化推進事業 防災集団移転促進事業	国 1/4等	建設部 都市・住宅整備課	
				地区画整理事業 宅地耐震化推進事業	国 3/4等	建設部 都市・住宅整備課	
		⑨土砂災害危険箇所等の堆積対策	土砂災害危険箇所等の堆積対策	土砂災害危険箇所等の堆積対策	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課	
					国 1/4等	建設部 都市・住宅整備課	

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー

基本方針	基本施策	施策(導入メニュー)	具体的施策例	事業名 ※活用可能か確認していただいたい事業	補助率	四国地方整備局 担当窓口
災害に強い まちをつくる	(6)まちの構 造を強くす る	(6-2)防災 規点の強化 等の再検証と機能強 化	③庁舎等の配置・構造 公共施設の配置の再 検討など	都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業 都市(防災)公園事業 市街地再開発事業 津波復興拠点整備事業 都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業 都市(防災)公園事業 都市防災総合推進事業 住宅市街地総合整備事業 防災集団移転促進事業 都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業 都市(防災)公園事業 都市防災総合推進事業 津波復興拠点整備事業	国 4/10等 国 1/2等 国 1/2等 国 1/3等 国 1/2等 国 4/10等 国 1/2等 国 1/2等 国 3/4等 国 4/10等 国 1/2等 国 1/2等 国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課 建設部 都市・住宅整備課
		(4)防災活動拠点の整 備(防災公園等)	④防災公園の整備など	広域防災拠点の整備 など	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課
	(7)まちの構 造を見直す	(7-2)長期 的視点での まちづくり	⑦多重防衛のまちづく り ⑧道路ネットワーク整 備に合わせた防災拠 点整備	都市防災総合推進事業 津波復興拠点整備事業	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
				①自主防災組織の結 成と活動の充実 ②消防団の充実・強化 ③防災訓練の実施 ④防災教育の推進(住 民・子どもたちの意識 づくり)	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課
		(8)地域防災 力の向上	(8-1)人 的 防災力の向 上	住民等に対する啓発 活動など 都市防災総合推進事業	国 1/3等	建設部 都市・住宅整備課
				都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業 都市防災総合推進事業 都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業 都市再生整備計画事業	国 4/10等 国 1/2等 国 1/3等 国 4/10等 国 1/2等 国 4/10等	建設部 都市・住宅整備課 建設部 都市・住宅整備課 建設部 都市・住宅整備課 建設部 都市・住宅整備課 建設部 都市・住宅整備課 建設部 都市・住宅整備課
				都市実験等のソフト事 業の実施など ⑤企業等との連携強 化 ⑥大学・NPO・ボラン ティア等との連携強化	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課
				都市実験等のソフト事 業の実施など	国 1/2等	建設部 都市・住宅整備課

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



- ・復旧期、復興期、被災前に活用可能な事業例を以下に掲載

被災前	復旧期	復興期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境整備事業 (空き家再生等推進事業)</li> <li>・宅地耐震化推進事業</li> <li>・都市防災総合推進事業</li> <li>・防災集団移転促進事業</li> <li>・がけ地近接等危険住宅移転事業</li> <li>・都市再生整備計画事業</li> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・住宅市街地総合整備事業 (密集市街地整備型)</li> <li>・街なみ環境整備事業</li> <li>・空き家対策総合支援事業</li> <li>・住宅建築物安全ストック形成事業</li> <li>・都市構造再編集中支援事業</li> <li>・都市公園事業</li> <li>・狭あい道路整備等促進事業</li> <li>・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市災害復旧事業</li> <li>・都市防災総合推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境整備事業 (小規模住宅地区改良事業)</li> <li>・住環境整備事業 (空き家再生等推進事業)</li> <li>・都市防災総合推進事業</li> <li>・宅地耐震化推進事業</li> <li>・防災集団移転促進事業</li> <li>・がけ地近接等危険住宅移転事業</li> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・災害公営住宅事業</li> <li>・災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)</li> <li>・空き家対策総合支援事業</li> </ul>

### 小規模住宅地区改良事業

#### 1. 目的

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の改善を図るため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設、建築物の敷地の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与する。

#### 2. 根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱  
(平成9年住宅局長通達)

#### 3. 地区指定の要件

- ・面積要件 なし
- ・不良住宅戸数 15戸以上  
(※過疎地における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上に要件緩和)
- ・不良住宅率 50%以上
- ・住宅戸数密度要件 なし

#### 4. 補助対象

(補助率)

- ・不良住宅の買収・除却 (1/2)
- ・小規模改良住宅整備 (2/3)
- ・用地取得 (1/2)
- ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
- ・津波避難施設等整備 (1/2)



小規模住宅地区改良事業実施事例



## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)

社会資本整備総合交付金  
及び防災・安全交付金の内数

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う。

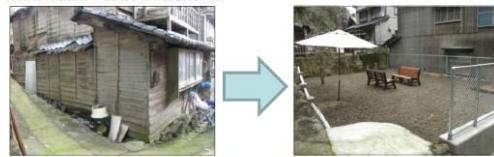
#### 対象地域

- 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域
- 居住誘導区域※4を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

#### 対象施設

- 不良住宅
  - 住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの  
(空き家かどうかにかかわらず対象)
- 空き家住宅
  - 跡地が地域活性化のために供されるもの
- 空き建築物
  - 跡地が地域活性化のために供されるもの

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画  
※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画  
※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画  
※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域



【福井県越前町】老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用

#### 助成対象費用

##### 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用

(「除却工事費」+「除却により通常生ずる損失の補償費」)※5×8/10

※5 除却工事費については、除却工事費の1m<sup>2</sup>当たりの額(一定の単価の上限あり)に、不良住宅又は空き家住宅の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。  
(注)空き家住宅及び空き建築物に係るものについては、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。ただし、平成27年度から3年間の経過措置期間を設ける。

##### 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用

所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等

##### 空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※6
負担割合 (除却等に要する費用は □が 交付対象限度額)	国費 地方公共団体 地方公共団体	国費 地方公共団体 民間
	2/5 2/5 1/5	2/5 2/5 1/5

※6 国費は、地方公共団体補助の1/2

## 宅地耐震化推進事業の概要

### ○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

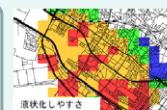
大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助。

事業主体 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等

交付率 1/3、1/2 (2022年度まで)

交付対象 大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査

・宅地擁壁等の危険度調査・宅地擁壁等の応急対策工事



液状化しやすさ  
地図  
千葉県



### ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等により大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



事業主体 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等

交付率 1/4、1/3、1/2 (熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)

交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

#### ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

2020年度からは従来要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、一定の要件を満たすものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2



事業主体 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等

交付率 1/4、1/3、1/2 (熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)

交付対象 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

### ○ 宅地嵩上げ安全確保事業 (土砂災害対策)

大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。

事業主体 地方公共団体

交付率 1/2

交付対象 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

### ○ 宅地嵩上げ安全確保事業 (浸水対策)

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。

事業主体 地方公共団体

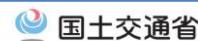
交付率 1/2

交付対象 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 防災集団移転促進事業の概要



災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

#### 【事業の概要】

##### 施設者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

##### 移転元地（移転促進区域）

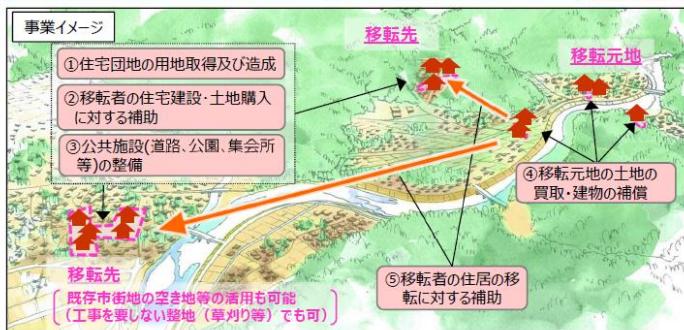
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）  
※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

##### 移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上  
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

#### 【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率3/4）

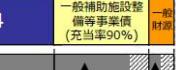
- ① 住宅団地の用地取得及び造成  
(住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助  
(住宅ローンの利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償  
(やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。)
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）



#### 補助基本額における財源内訳

##### 国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業費（充当率90%）



元利償還の80%を特別交付税措置

■: 国の負担分 ■: 地方の負担分 50%を特別交付税措置

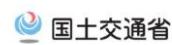
\*補助基本額に個別限度額、合算限度額あり、

\*都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

#### 地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。  
※事業計画等の策定に必要な経費の適用性に関しては、財政部局と協議すること。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。  
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

### 都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

#### ○ 都市防災総合推進事業

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3 <sup>※1</sup>
②盛土による災害防止ための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査	1 / 3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3 <sup>※1</sup>
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防火備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等））	用地 1 / 3 工事 1 / 2 <sup>※1※2</sup>
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2 <sup>※1</sup>
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※ 1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 2 1 / 3 <sup>※1</sup>

※ 1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い算定とする。ただし、⑥の工事費については事業費の1/2。

※ 2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3。

#### ○ 地区要件

施工地区	＜事業メニュー③～⑤＞ 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂・津波・火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地。大規模地震発生の可能性の高い地域 <sup>※3</sup> 、重点密集市街地を含む市、DID地区
	＜事業メニュー⑥＞ 大規模地震発生の可能性の高い地域 <sup>※3</sup> 、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	＜事業メニュー⑦＞ 重点密集市街地
	＜事業メニュー⑧＞ 激甚災害による被災地 等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村 <sup>※4</sup>

※ 3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域

※ 4：地域防災計画や市町村マスターplan等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、該当計画に基づく事業を実施する市町村



## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



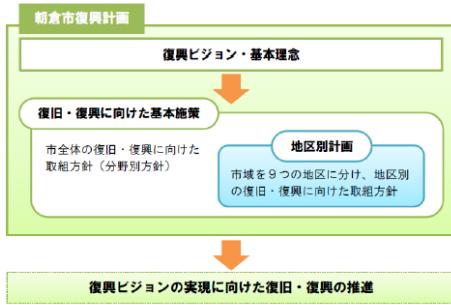
### 都市防災総合推進事業【活用事例(九州北部豪雨)】

#### 事業概要

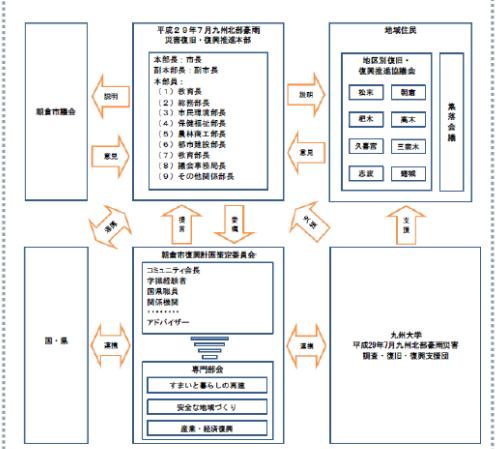
平成29年7月九州北部豪雨の被災地である福岡県朝倉市では、土砂災害等からの復興を図るために、都市防災総合推進事業を活用し、復興まちづくり計画を策定。復興まちづくり計画に基づき、防災性の向上を図るために避難路、避難地等の整備を推進。

#### 活用事例:福岡県朝倉市

##### (復興まちづくり計画の構成)



##### (復興まちづくり計画策定に係る組織体制)



##### (復興まちづくり計画策定のスケジュール)

- 平成29年10月 社会資本総合整備計画を策定
- 平成29年11月 朝倉市復興計画策定委員会を設置
- 平成30年 3月 朝倉市復興計画を策定

### 都市防災総合推進事業【活用事例(熊本地震)】

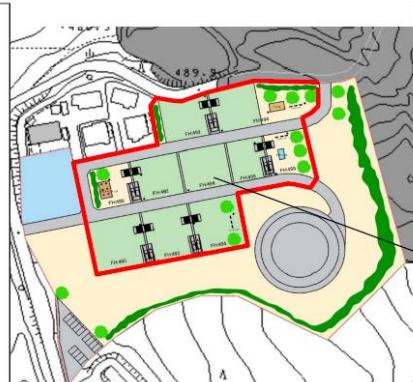
#### 事業概要

平成28年4月の熊本地震の被災地である熊本県南阿蘇村では、早期に住まいの確保・再建を図るために併せて、被災した地区における防災性の向上を図るために、避難地(被災宅地を買い取り)を整備。

#### 活用事例:熊本県南阿蘇村(高野台地区)



被災状況(高野台地区)



避難地(イメージ)  
面積:7,100m<sup>2</sup>(赤枠部分)  
国費率:1/2

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 都市防災総合推進事業【活用事例(能登半島地震)】

#### 事業概要

平成19年3月の能登半島地震の被災地である石川県穴水町では、災害に強いまちづくりとともに地域活力の向上を図るため、避難路(狭隘道路を拡幅)、避難地(被災宅地を買い取り整備)、復興まちづくり支援施設を整備。

#### 活用事例:石川県穴水町



復興まちづくり支援施設  
・防災情報センター  
・多目的ホール  
・防災備蓄倉庫  
・耐震性貯水槽等  
面積:1,527m<sup>2</sup>  
国費率:1/3



避難路  
幅員:4m  
国費率:1/2



避難地  
面積:1,560m<sup>2</sup>  
国費率:1/2

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 都市防災総合推進事業【活用事例(大規模火災)】

#### 事業概要

平成28年12月の大規模火災の被災地である新潟県糸魚川市では、被災した地区における防災性の向上を図るため、避難路(狭隘道路を拡幅)、避難地(被災宅地を買い取り整備)、水路(取水施設)を整備。

#### 活用事例:新潟県糸魚川市



避難路  
幅員:6m  
国費率:1/2



水路(取水施設)  
国費率:1/2



避難地  
面積: 2,980m<sup>2</sup> (8箇所計)  
国費率:1/2



### 建築物火災安全改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

新規

令和5年度当初予算:  
社会資本整備総合交付金等の内数

大阪市北区ビル火災等を踏まえ、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るために、建築物の火災安全改修を支援する事業を創設する。

#### 背景・課題

##### ○火災安全改修の必要性

- 令和3年12月に発生し、多数の死者を出した大阪市北区のビル火災等を踏まえ、既存建築物における火災安全対策が必要。

##### ○今後の対応方針

- 国土交通省と消防庁で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」のとりまとめ(令和4年6月)や「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」(令和4年12月)を受け、違反建築物の是正指導や火災安全改修の推進等を総合的に実施。

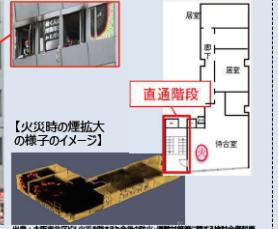
##### 〈大阪市北区ビル火災の概要〉

- 発生日: 令和3年12月17日
- 死者: 26名 (容疑者を除く)
- 建物: 地上8階建事務所ビル (竣工年: 1970年 (昭和45年))
- 被害の要因等:
  - 唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げられ
  - 上階に大量の煙が流入、在館者がいた場合は被災拡大の恐れ

##### 【災害建築物 外観】



##### 【災害建築物 平面図】



【火災時煙拡大の様子のイメージ】



【火災時煙拡大の様子のイメージ】

#### 事業概要

##### ○対象建築物

- 以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物
  - 直通階段が一つである
  - 直通階段等の窓部部分が防火・防煙区画化されていない

##### ○事業主体・内容・補助率

事業内容	事業主体・補助率	
	民間事業者等 (間接)	地方公共団体 (直接)
①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 ・火災安全改修のための計画の策定 ・火災安全改修による普及啓発、専門家派遣等	国1/3 地方1/3	国1/2
②火災安全改修に関する事業 ・調査設計計画 ・火災安全改修 (※1)	国1/3 地方1/3	国1/3
③火災安全改修に関するモデル事業 (R5～R7) ・モデル的な取組 (※2)	国10/10	国10/10

※ 1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、所有者は、各テナントに対する火災安全改修ガイドラインを周知する等の要件を満たす必要。

※ 2：既存の建築物事業者等が工事の必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること、事業主体は事業の実施により得た収益・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

##### 〈火災安全改修の概要〉

###### 2方向避難の確保等

###### 直通階段の増設又は避難上有效なバルコニーの設置

(又は)

###### 避難区画の確保

直通階段から離れた位置に、避難設備を用いて避難又は救助までの一定時間、煙から避難できるスペース(避難区画)を確保

【不燃構造物等の設置あり】

【直通階段】

【待合室】

【廊下】

【居室】

【廊下】

【居室】

【廊下】

【居室】

【廊下】

【居室】

【廊下】

【居室】

【廊下】

【居室】

###### 避難経路・上階の防火・防煙対策

###### 直通階段等の防火・防煙区画化

###### 【防火装置】

###### 【非燃構造の壁】

###### 【待合室】

###### 【廊下】

###### 【居室】

###### 【廊下】

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### かけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）拡充・見直し

令和5年度当初予算：  
社会資本整備総合交付金等の内数

近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、かけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等のハザードエリア内にある既存不適格住宅等の移転への支援のうち、ハザードエリア内に存する危険住宅の除却等費に係る支援を拡充する。

**補助対象**

(1)除却等費  
○除却費  
危険住宅の除却費  
(限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)  
参考：木造住宅 28千円／m<sup>2</sup>(R4年度の場合)  
○引越費用等  
引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他  
(限度額：975千円／戸)

(2)建設助成費  
○危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率・年8.5%を限度)  
限度額(通常) 4,210千円／戸 (建物3,250千円／戸、土地960千円／戸)  
【特殊地域】\* 7,18千円／戸 (建物4,650千円／戸、土地2,060千円／戸、敷地造成08千円／戸)  
※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3)事業推進経費  
○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

**補助要件**

(1)対象地区要件(移転元)  
○地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)  
○地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)  
○都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)  
○土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)  
○都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)  
○地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)  
○過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)

(2)対象住宅要件(移転先)  
○既存不適格住宅\*  
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅  
○建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示\*等を行った住宅  
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6ヶ月を経過している住宅に限る

**交付率**  
国:1／2、  
地方公共団体:1／2

**事業実施主体**  
市町村  
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)

注:右欄の「補助要件」(1)に掲げる区域内に在する(2)の住宅へ移転する場合(改修により(2)の住宅に該当しなくなる場合を除く)は、上記(1)(2)の補助対象としない。

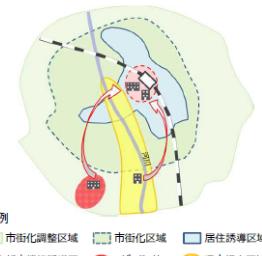
**下線部**は令和5年度予算における拡充・見直し事項

### 都市構造再編集中支援事業による施設整備支援

○病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に對して支援を実施。

#### 【市町村等への支援】

- 事業主体：市町村及び市町村都市再生協議会等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた  
立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設  
(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)の整備
- 国費率：1／2
  - 整備に要する費用(購入費を含む。)の1／2を国からの支援額とする。
  - 誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率4.5% (都市機能誘導区域内は国費率1／2)で支援。



#### 【民間事業者等への支援】

- 事業主体：民間事業者等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた  
立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設  
(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)の整備
- 国費率：1／2
  - 民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額(補助対象事業費の2／3)の1／2のいずれか低い額を国からの支援額とする。
  - 災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。

#### ＜補助対象事業費\*のかさ上げのイメージ＞



\*誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 3. 都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の概要 国土交通省

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象:市町村、市町村都市再生協議会

交付率:概ね4割(歴史的風致維持向上計画関連等、国的重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

#### 対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】  
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(駐車、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行者優先施設等)、高次都市機能(総合交流センター、観光交流センター等)、既存施設活用事業、土地活用整備事業等

【接続事業】  
事業活用賃貸、まちづくり活性化推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の技術に基づくソフト事業・ハード事業)



#### 施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

##### 【要件①】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表<sup>1)</sup>しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。

(1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅<sup>2)</sup>から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場<sup>3)</sup>から半径500mの範囲内の区域

(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域<sup>4)</sup>ただし、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村については、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、上記(1)の区域において支援が受けられるものとする。

①立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市機能上の標準地内(市街化区域等内のうち人口密度が40人/km<sup>2</sup>以上あり、当該人口密度が設計上今後も維持される、市町村が適切に計画・実施するための基準の割合が20%以上等)により立地適正化計画<sup>5)</sup>が、申請する市町村が申請する場合に、立地適正化計画<sup>6)</sup>が提出される。

②ビーコン測量を行った結果が片端で測量台に45m以上あるものに限る。

##### 【要件②】

○地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、該当区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齧歛がないと認められる区域(市街化区域等を除く)。

4

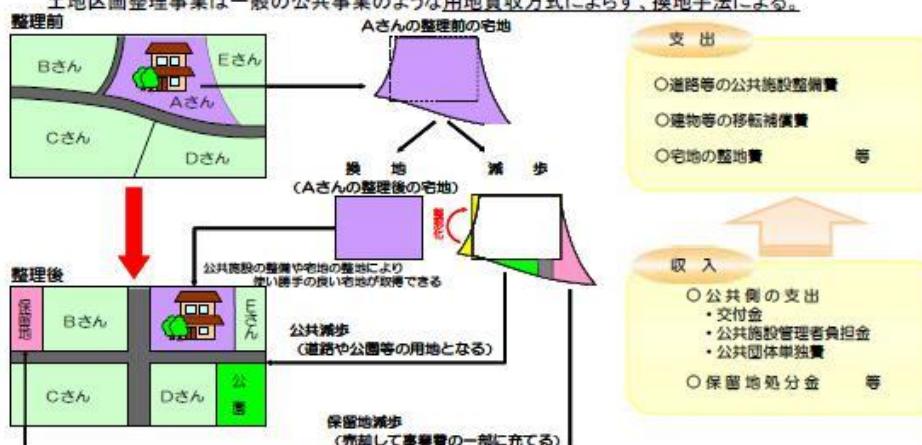
### 4. 土地区画整理事業 国土交通省

#### (1) 土地区画整理事業とは

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、(中略)土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業(土地区画整理事業法第2条)

#### (2) 基本的な仕組み

土地区画整理事業は一般の公共事業のような用地買収方式によらず、換地手法による。

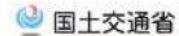


5

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 5. 都市公園事業



#### ■事業の概要

地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について、緊急に整備を推進。

#### ■防災公園の整備

○地域防災計画に位置付けられている避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園の整備を重点的に支援

機能区分	役割	公園種別	面積等
一次避難地	大震火災等の災害が発生した場合において主として一時的避難の用に供する都市公園	近隣公園 地区公園等	面積 2ha以上
避難路	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる都市公園	緑道等	幅員 10m以上
広域避難地	大震火災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園	都市基幹公園 広域公園等	面積 10ha以上
広域防災拠点	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園	広域公園等	面積 概ね50ha以上

※その他、主として都心部から郊外部への帰宅者の休憩、情報提供等の場所となる帰宅支援場所がある。

#### (整備事例)



#### ■予算制度

○社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金（国費率 用地費1/3、施設費1/2）

6

○災害発生時に住民が安全に避難できるよう備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの災害応急対策施設の整備を推進

##### ●災害応急対策施設

<b>備蓄倉庫</b>
発災時の食糧の備蓄、及び救助等に必要な器具を保管する施設
<b>耐震性貯水槽</b>
災害によって水道等のライフラインが断絶した場合の当面の飲料水や消防用の水の確保を行う施設

##### 放送施設

屋外スピーカー等、避難者等への災害や物資の配給等に関する情報の発信を行う施設

### 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）・密集市街地総合防災事業 拡充

令和5年度当初予算: 42億円、  
社会資本整備総合交付金等の内数

密集市街地の着実な解消に向けて、未接道敷地、斜面地等で住宅の除却・更新が進まないなどの課題に対応して防災性の向上を図るため、建替え困難敷地での防火改修等や、重機の進入が困難な斜面地等での除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者による広場整備への支援を強化する。



## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 都市災害復旧事業

都市災害復旧事業とは、地震などの異常な天然現象により、被害を受けた地方公共団体に支援を行い、民生の安定、公共の福祉を確保するもの

#### 【対象】

- [1] 災害を受けた都市計画区域内にある公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- [2] 市街地※において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業

※「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落

災害原因		異常な天然現象に該当する基準	
(1) こう水		(イ) 蓋或水位以上の出水 (ウ) 蓋或水位の定めのない場合河床高（低水位から天端までの）の五割程度以上の出水 (エ) 比較的長時間にわたる融雪出水等	
(2) 降雨		(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ウ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大(時間雨量20mm以上)	
(3) 暴風		最大風速（10分間平均）15m以上	
(4) 高潮、波浪、津波		暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの	
(5) 地震、地すべり		社会通念上の被害	
(6) 干ばつ、噴火、常低温、積雪、落雷等		特に定めていない※	

根拠法令等		対象施設		補助率	基準	補助概要・事例など	
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)	公共土木施設	公園 (都市公園に設けられたもので、園路及び広場、花壇などの修景施設、休憩所、遊戯施設、運動施設、トイレ等)		2/3~	嵩上げ	法面崩壊による被災例 法面崩壊とともに道路にも影響し道路の機能が確保できていない	墓地公園の道路の被災例 降雨被災で対象となるただし墓石自体は対象外
都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針	都市施設等	街路 (幅員6m以上の道路で供用開始前のものなど)	市街地※	1/2	一	堆積土砂排除事業	
		都市排水施設等 (①下水道法の下水道以外の都市排水施設及び付属施設、②公共が管理する広場・墓場、緑地、運動場など)				堆積土砂排除事業	
都市災害復旧事業事務取扱方針		堆積土砂排除事業 (土砂の流入等で多量の泥土砂歴、樹木等が都市施設以外（宅地など）に堆積したもの) ※「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落	市街地※		嵩上げ	市街地における堆積 市町村長が指定した集積場 搬出(※) 直接排除(※) 負担法等による災害復旧事業 他省庁所管 災害廃棄物等	

### 8. 都市災害復旧事業(堆積土砂排除事業の概要)

#### 【事業範囲】

市町村の市街地※1における(イ)～(ハ)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業  
(他の法令により処理されるものを除く)

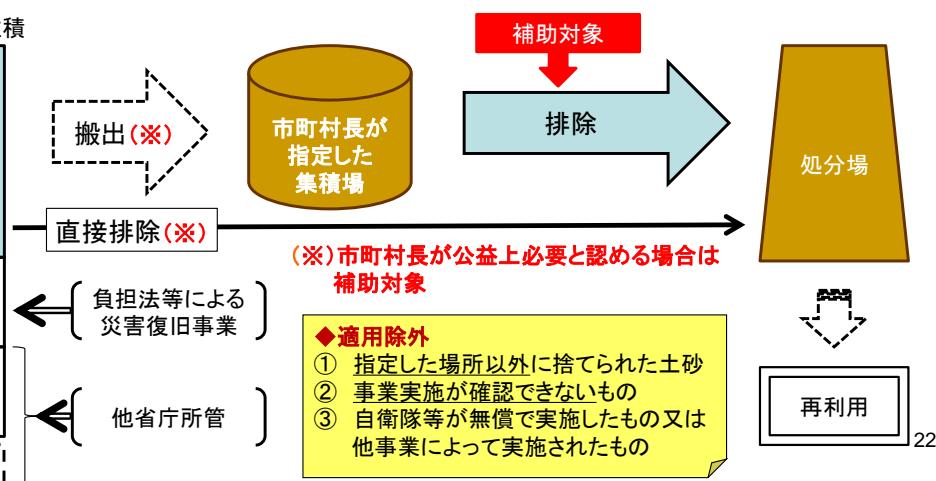
【補助率1/2】

(イ) 堆積土砂※2の総量が30,000m<sup>3</sup>以上  
(ロ) 一団をなす堆積土砂が2,000m<sup>3</sup>以上  
(ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m<sup>3</sup>以上

① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂  
② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）※2 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

#### 市街地における堆積



## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 災害公営住宅整備事業

- 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。
- 災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

	平常時の公営住宅	災害公営住宅	
		一般災害	激甚災害
指定要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地全域で500戸以上が滅失</li> <li>・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失</li> </ul>	<p>①災害指定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等</li> </ul> <p>②地域要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村</li> </ul>
入居対象者	収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であって、収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者(※1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者(※1)</li> </ul>
補助率	①整備事業 ・建設/買取1/2 ・借上2/3×1/2 ②家賃低廉化事業 ・20年間* 1/2	①整備事業 ・建設/買取 2/3 ・借上 2/5 ②家賃低廉化事業 ・20年間* 2/3	①整備事業 ・建設/買取 3/4 ・借上 2/5 ②家賃低廉化事業 ・20年間* 2/3 (当初5年間は3/4) * :用地取得を伴わない場合は10年間

※1 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

### 災害復興住宅融資・災害予防系融資 [住宅金融支援機構] 総額

令和5年度当初予算:15.2億円(出資金)

頻発する地震・風水害などの災害への備えを強化するため、被災者の早期の自宅再建を支援するための「災害復興住宅融資」や、住宅の移転などの事前対策を支援するための「災害予防系融資」を低利で提供することによって、被災者や事前対策を行う者への支援を行う。

	災害復興住宅融資	災害予防系融資			本来の金利	実際の金利
		地すべり等関連住宅融資	宅地防災工事融資			
融資対象	災害により滅失・損傷した住宅の復旧	レッドゾーン※1からの移転等	擁壁の設置などの宅地防災工事			
融資限度額	建設(土地取得あり) 購入 3,700 万円 建設(土地取得なし) 補修 2,700 万円 1,200 万円	建設(土地取得あり) 購入 3,700 万円 建設(土地取得なし) 2,700 万円	1,190 万円			
返済期間	35 年以内	35 年以内	20 年以内		被災者等の居住の安定を確保する観点から、低利な融資を提供する。	
高齢者向け返済特例※2	あり	あり	あり			

※1 急傾斜地の崩壊や地すべりなどの土砂災害のおそれがあるものとして都道府県が指定した区域

※2 自宅再建等のための資金調達が困難な高齢者に対して、月々の返済額を利息分のみとして負担を軽減する特例制度

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 11. 都市再生整備計画事業(既存建造物活用事業の例)

[社会資本整備総合交付金]

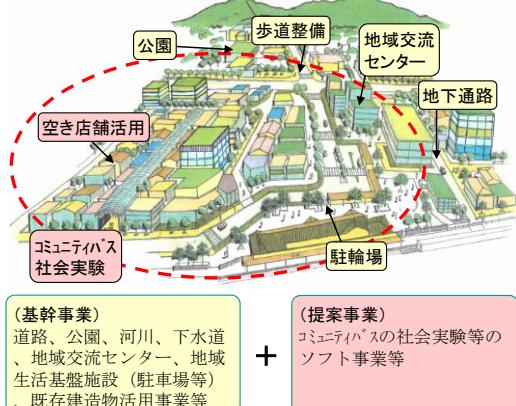
市町村における地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援する観点から、地域のまちづくりに対する計画(都市再生整備計画)に基づき、公共施設等のハード事業と社会実験等のソフト事業を総合的に支援。

【対象エリア】

- 立地適性化計画を作成している場合:居住誘導区域内
  - 立地適性化計画を作成していない場合:鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域※1・※2 等
- ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る  
※2 平成30年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化区域又は非線引き用途地域内

[国費率]概ね4割程度

市町村は都市再生整備計画を作成、提出  
(事前評価+公表。期間は3~5年。目標、区域、事業等を設定)



活用イメージ

既存建造物活用事業

新潟県加茂市

事業主体:新潟県加茂市  
事業期間:平成29~平成30年度  
事業内容:地域交流センター整備等

木造2階建 延床面積 105.40 m<sup>2</sup>  
1階床面積 56.65 m<sup>2</sup>  
2階床面積 48.75 m<sup>2</sup>

外観(旧加茂銀行)

計画平面図



新町交流センター

25

### 街なみ環境整備事業の制度の概要

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

- 面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域
- ①接道不賃住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- ②区域内の幅員5m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

\*接道不賃住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

【街なみ環境整備事業地区】

- 街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用  
(修理、移設、買取等)



(交付率: 1/2, 1/3)



協議会の活動の助成

- 協議会の活動の助成  
勉強会、見学会、資料収集等 (交付率: 1/2)

空家住宅等の除却

- 空家住宅等の除却 (交付率: 1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

- (集会所、地区的景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

- (道路の美化化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率: 1/2)

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 空き家対策総合支援事業 拡充・見直し

令和5年度当初予算:54億円

空き家の空家法等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間:平成28年度～令和7年度)

#### 事業内容

##### 空き家対策基本事業

- 空き家の活用(設計費等を含む) 拡充  
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の活用か除却かを判断するためのフィービリティスタディ 創設  
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空き家の除却※1(設計費等を含む) 拡充  
【補助率:直接2/5※2、間接2/5(かつ市町村の1/2)】

①特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能などを含む)  
②不良住宅※3の除却  
③上記以外の空き家の除却※4

- ※1 1m当たりの除却費用の算出が困難な空き家に付属する煙突や門扉等の除却、吹き抜けアスベクト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加
- ※2 市町村が行政代執行等によりやむを得ず特定空家等の除却の補助率を1/2に引き上げ
- ※3 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外
- ※4 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外

- 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握【補助率:直接1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:直接1/2】

##### 空き家対策附帯事業

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業※5  
※5 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度・管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要な予納金等の法務的手続費用を補助対象に追加

##### 空き家対策関連事業

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業  
・住宅地区改良事業計画基礎調査事業※6 等  
※6 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

##### 空き家対策促進事業

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

#### 空き家対策モデル事業 (NPOや民間事業者等が実施するもの)

##### 調査検討等支援事業

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率:定額】

1. 空き家に関する創意工夫の充実や空き家の発生抑制に資する宣伝・連携体制の構築等
2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等
3. ポスト・コロナ時代を見据えて現在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空き家等対策計画に沿って行われる取組であること

##### 改修工事等支援事業

創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用1/3、除却2/5、除却とあわせて行う土地の整備1/3】

※ 上記の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない

#### 補助事業者・補助率

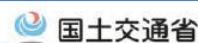
基本事業	空き家所有者等が実施*	市町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者1/3	国1/2、市町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市町村1/2

除却(上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者1/5	国2/5、市町村3/5
※市町村による補助制度の整備が必要		

モデル事業	NPO・民間事業者等が実施
調査検討等	定額

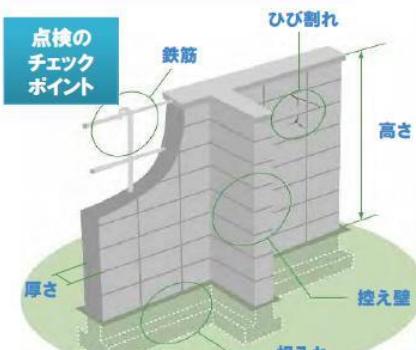
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5

## ブロック塀等の安全確保の促進



### 平成30年大阪北部地震による被害

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生。



### ブロック塀等の安全確保対策

○ 塀の所有者等に向けたチェックポイントを公表、建築士関係団体等へ協力要請等

○ 耐震診断の義務づけを可能とするため、耐震改修促進法施行令を改正

#### ○ブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度を創設

### 住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金等 基幹事業)

#### ブロック塀等の安全確保事業

##### 【交付対象事業】

地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画で位置づけた避難路(通学路を含む)沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等

##### 【交付対象地域】

ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知(パンフレット等の資料配布や広報誌への掲載等)を実施している地域

##### 【交付率】

耐震診断 国1/3、地方1/3、民間1/3

除却、改修等 国1/3、地方1/3、民間1/3

※一定の条件を満たすブロック塀等について地方公共団体が耐震診断を義務づけた場合、耐震診断は国1/2、地方1/2、除却、改修等は国2/5、地方2/5、民間1/5

##### 【交付対象限度額】

80,000円/m (耐震診断、除却、改修等の事業費総額)

あわせて、地域の安全確保のためのモデル事業も実施し、先進的な取組について、国土交通省ホームページで定期的に公開

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



### 狭い道路整備等促進事業

安全な住宅市街地の形成を図るために、地方公共団体が実施する狭い道路に係る情報整備や、狭い道路のセットバック、敷地の共同化・一道路化等による無接道敷地の解消に要する費用に対して支援を行う。

※狭い道路：主に、幅員が4m未満である狭い私道 等

#### 狭い道路の現状

##### 建築基準法における原則

- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路上に2m以上接すること
- 法適用時に幅員4m未満の道路にしか接していなかった場合は、建替えの際、当時の道路中心線から2m以上セットバック



建替え等に際してセットバックを求めて狭い道路を解消し、市街地の安全上必要な道路幅員を段階的に確保

#### 取組みの必要性

- 法適用時（主に昭和25年の法制定時）の敷地と道路の状況が不明確であること等により、不動産取引や建築確認時にトラブルが多発、着工遅延等により円滑な建築活動を阻害
- 狭い道路は、災害時に消防活動等に支障を生ずる等、安全面で大きな課題
- セットバックによる狭い道路の解消アプローチだけでは、対応が困難なケースも存在

#### 事業の概要

- ①建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭い道路の情報整備を支援



- ②避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、狭い道路のセットバックに要する費用や、敷地の共同化・一部道路化等を併せた無接道敷地の解消に要する費用に対して支援



- 狭い道路
- 拡幅整備後の道路
- 狭い道路の拡幅整備により無接道が解消された敷地
- 敷地の共同化（隣地の敷地）により無接道が解消された敷地
- 旗竿部分の拡幅により無接道が解消された敷地
- 敷地の一部を道路化することにより無接道が解消された敷地

○交付率 地方公共団体が実施する場合：1/2

民間事業者等が実施する場合：国1/3 地方1/3 民間1/3

○期限

①情報整備について、令和7年3月31日まで

②拡幅等整備について、令和6年3月31日まで

に実施されるもの

※②において、事業実施について期限までに土地所有者等の同意を得ている場合は、期限後の事業も対象

### 住宅・建築物安全ストック形成事業（屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業）

国土交通省  
【防災安全交付金等】

#### 現状・課題

- 令和元年房総半島台風(第15号)の強風により多数の屋根被害発生
  - 被害のあった屋根の8割は瓦屋根だった。
  - 令和元年房総半島台風で大きな被害を受けた瓦屋根を有する住宅では、現行の建築基準法の告示基準で緊結対象となっていない部分で特に多くの被害が発生していた。
- 強風による被害を防止するためには、全ての瓦を緊結する工法（ガイドライン工法）が有効
  - 「ガイドライン工法」は瓦の脱落の被害が少なかった。（ガイドライン工法7%、非ガイドライン工法31%）
  - 既存建築物でガイドライン工法に準拠するものは14%程度である。
  - 新築建築物でガイドライン工法に準拠するものは5割程度である。
- 新築時のガイドライン工法の義務付け及び既存建築物の瓦屋根の改修の促進が必要
  - 建築基準法の告示基準を改正し、新築時にガイドライン工法を義務づけ予定（令和4年1月1日施行）
  - 告示基準の改正にあわせ、既存建築物の屋根の耐風性能の確保を図ることが必要。

\*1 ガイドライン工法：業界団体作成の「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠した工法



#### 事業内容（住宅・建築物安全ストック形成事業にて

##### 屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業を追加）

既存建築物の屋根の耐風性能の診断・改正告示に適合しない屋根の耐風改修工事に関する費用の一部を補助。

対象区域：DID地区等（基準風速32m/s以上の区域）又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域

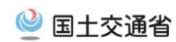
※DID地区等：国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が30戸/ha以上となる5ha以上の区域（区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る。）

補助対象	補助額・補助率
<b>屋根の耐風診断</b> 建築基準法の告示基準に適合しているかどうかについて、かわらふき技能士や瓦屋根工事技士等により診断	補助対象限度額：31,500円/棟 補助率：（地方公共団体実施）国1/2 （民間事業者等実施）国と地方で2/3
<b>屋根の耐風改修工事</b> 改正告示に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根にふき替え	補助対象限度額：24,000円に屋根面積(m <sup>2</sup> )を乗じた額 (上限2,400,000円/棟) 補助対象率：23.0% 補助率：1/2（国費率11.5%）

※地方公共団体での事業実施にあたり、屋根の耐風性能確保についてPRしてもらうことを要件とし、自主的な改修を促進。

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー

### 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 拡充・見直し



地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する。



### 災害危険区域等建築物防災改修等事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

#### 対象区域

- 災害危険区域（建築基準法）※水害に係るもの
- 地区計画の区域（都市計画法）※水害に係る建築制限が定められたもの
- 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

#### 交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3(45,000円／棟を上限)	
	地公体	調査費用の1/2(45,000円／棟を上限)	調査費用の1/3(45,000円／棟を上限)
	民間事業者	重点支援以外の住宅合 - 国と地方で防災改修等工事費 <sup>※1</sup> の23%	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費 <sup>※1</sup> の23%
防災改修等 <sup>※4</sup>	民間事業者	重点支援の住宅 <sup>※2</sup> の場合 - 国と地方で100万円／戸かつ防災改修工事費 <sup>※3</sup> の8割を上限)	地域防災計画において防災拠点（避難場所等）に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費 <sup>※1</sup> の2/3
	地公体	-	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費 <sup>※1</sup> の1/3

#### 交付対象事業

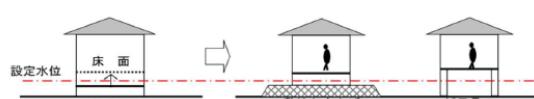
地方公共団体が行う次の事業（②・③）は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

- 災害危険区域等の指定に関する計画策定
  - 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
  - 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備
- ※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある  
・建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること  
・建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること

#### 防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等にに関して既存不適格等である住宅・建築物

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること  
※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



#### その他

R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

【災害に強いまちづくり施策を推進するための国土交通省支援事業メニュー事例】

## 〈参考4〉防災事業支援メニュー



【災害に強いまちづくり施策を推進するためのその他省庁等の支援事業メニュー事例】

### 合併特例債(総務省)

#### 対象

#### 合併市町村

(平成17年3月31日までに合併申請を行い、  
平成18年3月31日までに合併した市町村)

#### 概要及び 対象事業

- 合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起こすことができる。
- また、下記の対象事業に該当すれば、地方単独事業のみならず、国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏についても充当することができる。
  - 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
  - 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
  - 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

#### 充当率

旧市町村合併特例事業 95%

旧市町村合併推進事業 90%

### 緊急防災・減災事業債(総務省)

#### 対象

#### 地方自治体

#### 概要及び 対象事業

- 防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等

- 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地・非常用電源・緊急時に避難又は退避するための施設
- 指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設
- 指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設
- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
- 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助

※赤字は令和3年度の拡充項目

#### 充当率

100%(交付税措置70%)



## 合併補助金(総務省)

### 対象

### 合併市町村

(平成17年3月31日までに合併申請を行い、  
平成18年3月31日までに合併した市町村)

### 概要及び 対象事業

- 下記に示す、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたものについて、国から合併関係市町村の人口規模に応じた補助金が受けられる制度。

- 合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業
- 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業
- 公共施設相互間の連携の強化に関する事業
- 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業
- 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業

### 補助金額

合併関係市町村人口	金額	合併関係市町村人口	金額
~ 5,000 (人)	6千万円	10,001 ~ 50,000 (人)	1億5千万円
5,001 ~ 10,000 (人)	9千万円	50,001 ~ 100,000 (人)	2億1千万円
		100,001 ~ (人)	3億円

## 高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業補助金(高知県)

### 対象

### 高知県内の地方自治体

### 概要及び 対象事業

- 津波浸水予想区域外への保育所等の創設等の「高台移転及び高層化に係る施設整備」であり、次の①～③に掲げる要件を総合的に判断して適当と認めるものを補助対象事業とする。

- 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」(H24年12月10日高知県)における「津波浸水予測区域から津波浸水予測区域外への移転等であるもの」、又は「最大津波浸水深予測より高い位置に避難場所を設け、施設の高層化を図るもの
- 市町村が、乳幼児を津波から守るため高台移転及び高層化を行うことが適当と認めるもの
- 市町村が、被災後の地域における継続的な保育の提供のために必要と認めるもの

対象施設	補助対象経費
私立保育所(高知市を除く)	高台移転及び高層化に係る施設整備事業:3/4 (保育所緊急整備事業:1/2)
私立幼稚園	高台移転及び高層化に係る施設整備事業:3/4
幼保連携型認定こども園	高台移転及び高層化に係る施設整備事業:3/4
連携型外認定こども園	高台移転及び高層化に係る施設整備事業:3/4



## 公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金（文部科学省）

### 公立学校施設整備費負担金

**主旨** : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部における校舎・屋内運動場等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保するもの

**負担割合** : 原則:1/2 ※地域や事業内容によって特例もあります

### 学校施設環境改善交付金

**主旨** : 地方公共団体による学校施設の整備に当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するもの

#### 負担割合 (一部抜粋)

事業内容	算定割合
地震による倒壊の危険性が高いもの (Is値0.3未満)	2/3(嵩上げ)
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転等	1/2
避難所として必要な学校施設の防災機能強化	1/3

